

Title	位置情報の取得を通じた監視行為の刑事訴訟法上の適法性 : United States v. Jones判決と以降の裁判例を契機として
Sub Title	After United States v. Jones : the legitimacy of the government's use of location data in its electronic surveillance
Author	尾崎, 愛美(Ozaki, Aimi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2015
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.104, (2015. 3) ,p.249- 281
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20150315-0249

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

位置情報の取得を通じた監視行為の

刑事訴訟法上の適法性

——United States v. Jones 判決と以降の裁判例を契機として——

尾崎愛美

一 はじめに

(一) 位置情報の活用をめぐる新たな動き

1 GPS 追跡装置の利用

2 電子機器に内蔵された位置特定機能の利用

(二) 問題の所在

二 合衆国憲法第四修正の解釈の変遷

(一) 侵入法理

(二) プライバシーの合理的期待基準とその展開

1 プライバシーの合理的期待基準

2 派生法理

3 最近の展開——モザイク理論

三 Jones 判決

(一) 事案の概要

(二) 下級審の判断

1 United States v. Jones, 451 F. Supp. 2d 71 (2006)

2 United States v. Maynard, 615 F. 3d 544 (D.C. Cir. 2010)

(三) 最高裁の判断

1 法廷意見 (スカリア裁判官執筆)

2 補足意見 (ソトマイヤー裁判官執筆)

3 補足意見 (アリート裁判官執筆)

4 小括

(四) 米国における Jones 判決をめぐる議論

1 クランシー教授の見解

2 マーフィー教授の見解

3 小括

四 Jones 判決後の判例・裁判例の展開

(一) Skinner 判決

1 事案の概要

2 判旨

(二) Davis 判決

1 事案の概要

2 判旨

(三) 検討

五 おわりに

一 はじめに

(一) 位置情報の活用をめぐる新たな動き

1 GPS 追跡装置の利用

従来、米国においては、被疑者を追跡・監視するための電子機器としてビーパーが用いられていた⁽¹⁾。ビーパーとは小型の無線電波発信機であり、発信される信号を受信機側で受信することで、発信機を取り付けた対象の位置を特定するものである。しかし、ビーパーは悪天候の場合、無線電波をとらえることができなかつたり、発信機が故障することもあった⁽²⁾。また、ビーパーを用いた捜査は目視による監視と同時に行われることが多く、捜査にはマンパワーが要求され、機器自体も高価であった⁽³⁾。

現在では、ビーパーよりも安価で、より正確に被疑者の位置を示すことが可能なGPS追跡装置が、ビーパーに代わって用いられるようになって⁽⁴⁾いる。GPSとは、アメリカ合衆国が構築した衛星測位システムである(本稿では、GPSシステムを用いて得られる位置情報を「GPS位置情報」と呼ぶことにする)。GPS追跡装置は、GPS位置情報をPC等に逐時送信する。したがって、捜査官がGPS追跡装置を被疑者の所有物(たとえば、被疑者の運転する車両)

に装着した後は、目視による監視を伴うことなく、被疑者を追跡・監視することが可能となる。

2 電子機器に内蔵された位置特定機能の利用

最近の電子機器には、使用者の位置を特定する機能が内蔵されている。⁽⁵⁾

たとえば、携帯電話にはGPS機能が搭載されており、携帯電話はこの機能を用いてGPS位置情報を取得する。GPS衛星の視界内に入らない場合（例、屋内など）は、携帯電話基地局や、WiFiアクセスポイントを利用することにより位置情報が検出される（本稿では、携帯電話基地局を利用した位置情報を「基地局位置情報」、WiFiを用いた位置情報を「WiFi位置情報」と呼ぶことにする）。携帯電話会社は、これらの位置情報を収集することによって、携帯電話使用者に様々な位置情報サービスを提供している。そこで、捜査機関としては、このような事業者に対して被疑者の位置情報の提供を要請し、被疑者を追跡・監視することが考えられる。⁽⁶⁾

(二) 問題の所在

このように、現在では、GPS追跡装置を利用したり、電子機器に内蔵された位置特定機能を用いてGPS位置情報を取得する捜査手法が採用されている。

これらの捜査手法の特徴は、以下の三点に要約できる。まず、前述したように、ピーパーよりも精確な位置情報を、安価かつ簡易な方法で取得できる（取得の容易性）。また、取得される位置情報はデジタル情報であることから、長期間にわたって大量に記録することも可能である（収集の容易性）。さらに、コンピュータを利用してこれらの大量の記録を分析することによって、（被疑者の行動パターンやプロフィールのような）捜査に有用な情報を作成することも可能である（分析の容易性）。位置情報は、被疑者の追跡以外の場面においても利用可能性を有するのである。

他方、効率的に取得・収集・分析することが可能であるということは、大規模かつ網羅的な監視が行われる危険を

も有する。また、取得・収集・分析を通じて位置情報以上の個人の情報（個人の思想や信条に関する情報等）が明らかにされるかもしれないという恐れが個人の行動に影響を及ぼす可能性がある。しかし、刑事法学の分野ではこれら点につきこれまであまり指摘されてこなかった。⁽⁹⁾ これらに関する議論はむしろ憲法学の分野で展開されてきたのである。⁽¹⁰⁾ 佐藤幸治教授は「公権力が、個人の道徳的自律の存在に直接かわからない外的事項に関する個別的情報（仮にこれを「プライバシー外延情報」と呼ぶ）を、正当な政府目的のために、正当な方法を通じて取得・保有・利用しても、直ちにはプライバシーの権利の侵害とはいえない。が、かかる外的情報も悪用されまたは集積されるとき、個人の道徳的自律の存在に影響を及ぼすものとして、プライバシーの権利の侵害の問題が生ずる。『データ・バンク社会』の問題はまさにこれである」とされる。⁽¹¹⁾ さらに、棟居快行教授は「公権力によってどのような分析がなされるかもしれない中では、人は自由なコミュニケーションを行うことをためらうのが経験則である（萎縮効果）」と指摘する。

それでは、これらの捜査は、刑事訴訟法上、適法といえるだろうか。

この問題を考えるにあたって手がかりとなるのが、米国における関連判例及び裁判例である。二〇一二年の *United States v. Jones* 判決⁽¹²⁾（以下、「Jones 判決」という。）は、GPS 位置情報の取得を通じた監視行為の態様について、被疑者の車両に物理的に侵入する形で GPS 位置情報を取得する方法（GPS 追跡装置を装着する手法を指す。さしあたりこの手法を「装着型」と呼ぶことにする。）と、物理的侵入を伴わずに GPS 位置情報等を取得する方法（電子機器に内蔵された位置特定機能を用いる手法を指す。この手法を「内蔵型」と呼ぶことにする。）に区分した上で、車両に二八日間 GPS 追跡装置を取り付けた「装着型」の監視行為は、第四修正の禁止する「不合理な搜索」に該当すると判示した。なお、「内蔵型」の監視については、いまだ連邦最高裁において判断は下されていないものの、後述のように下級審裁判例がいくつか存在する。

上記の判例・裁判例は、「装着型」及び「内蔵型」の監視行為の適法性を考えるにあたって参考になると思われるため、以下検討する。アメリカ合衆国憲法第四修正によれば、ある行為が適法といえるためには、当該行為が「身体、家屋、書類及び動産」に対する「不合理な搜索及び押収」にあたらないといえなければならない。それでは、そもそも「不合理な搜索及び押収」とはどのようなものを指すのだろうか。この点、米国判例・裁判例は数多くの解釈を行ってきた。その過程で生じたのが搜索法に関する判例法理である。上記の判例・裁判例はこれらの判例法理を用いて適法性判断を行っていることから、判例・裁判例の検討を行う前に、これらの判例法理につき、まずは論じることにする。

二 合衆国憲法第四修正の解釈の変遷

(一) 侵入法理

第四修正が制定された一七九一年当時、搜索・押収の対象は「身体、家屋、書類及び動産」といった有体物に限られており、搜索・押収は、必然的に有体物に対する物理的な侵入を伴うものであった。それゆえに、第四修正は「不合理な搜索及び押収……から身体、家屋、書類及び動産の安全を保障される権利は、これを侵してはならない」との規定を置いたのである。ここでの「不合理な搜索」とは、有体物に対する侵入に他ならなかった（この考え方を「侵入法理」という）。しかし、科学技術の発展は、搜索・押収の対象は有体物に限られるという前提を揺るがし、一九二八年の *Olmstead v. United States* 判決⁽⁴⁾（以下、「*Olmstead* 判決」という。）では、侵入法理の再考が迫られることとなった。

Olmstead 判決の事案の概要は以下の通りである。連邦酒類取締官が、上告人の住居及び事務所の電話線にワイヤーを物理的な侵入を伴うことなく取り付け(すなわち、「ワイヤー・タッピング」の方法により)、上告人の顧客からの酒類の注文とその受注に関する通話を五カ月近くにわたって絶えず傍受し、七七五頁の通話記録を作成した。

法廷意見(タフト裁判官執筆)は、「第四修正の歴史的目的は、政府権力による家屋、身体、書類及び所持品の搜索や意思に反する押収を妨げることにある」ことから、「第四修正のいう搜索は、身体、住居、文書、及び所有物といった有体物」に限られると述べ、第四修正は有体物、すなわち、人の財産を保護する規定であるとの考え方を貫いた(財産権的アプローチ)。さらに、タフト裁判官は、「住居に電話機を設置する者は、自身の音声を外部の人間に送信することを意図しているものであり、住居外の電話線及び電話線から送られる通話は第四修正の保護の範囲内にはない。通話を傍受した人間は、いずれの通話者の住居にも侵入していない」として、ワイヤー・タッピングは第四修正のいう搜索または押収にあたらないと判示した。

反対意見を執筆したブランドイス裁判官は、「ある人物の電話を盗聴することにより、その人物が掛ける相手又は掛けてくる人物の、盗聴する必要のない会話も盗聴対象に含まれてしまうため、電話の盗聴によるプライバシー侵害は、郵便物の開披に伴うプライバシー侵害よりもはるかに大きい」と述べ、ワイヤー・タッピングは第四修正に違反すると主張した。同裁判官によれば、捜査機関が個人のプライバシーを侵害したかどうかにより第四修正に違反するかどうかが決せられることになる。同裁判官は、この判決に先立つ一八九〇年、サミュエル・ウォレンとの共著論文においてプライバシーという新しい権利を確立した⁽¹⁵⁾。このことから、同裁判官は、第四修正の保護の範囲を決する要としてプライバシーに着目したのである⁽¹⁶⁾。このような反対意見も付されたものの、結論として、Olmstead 判決は、侵入法理という従来の考え方を採用した。侵入法理は、後の *Goldman v. United States 判決*⁽¹⁷⁾ (以下、「Goldman 判決」という。)においても踏襲された。

(二) プライバシーの合理的期待基準とその展開

Olmstead判決反対意見において、ブランドイス裁判官は、「いつの日か、秘密の抽斗から文書を押取することなく法廷に持ち出し、家庭内の詳細な出来事を陪審員に明らかにすることが可能となるような方法が発達してくるだろう。心理学及び科学の発展は、表示されない思想、信条、及び感情を暴露する手段をもたらしに違いない」との懸念を示している。この懸念はその後の判例においてもたびたび提起され、一九六七年のKatz v. United States判決⁽¹⁸⁾（以下、「Katz判決」という。）は、「Olmstead判決及びGoldman判決は、その後の連邦最高裁によりその効力を失っている」と述べた。

Katz判決は、連邦捜査局が、上告人が電話をかけた公衆電話ボックスの外部に電子装置を秘密裡に設置し、上告人の賭博のやりとりを傍受したという事案である。法廷意見（スチュワート裁判官執筆）は、合衆国憲法第四修正はプライバシーの権利そのものを示すものではないとしつつも、国家による侵害に対して個人のプライバシーを保護するものであると解釈した上で、以下のように述べた。すなわち、「第四修正は、人を保護しているのであって、場所を保護しているのではなく、「人がプライベートなものとしておこうとしていることは、たとえそれが外部から近づきうる領域であっても憲法上保護されうる」。したがって、「電話ボックスに入り、ドアを閉め、電話料金を支払った人は、電話口に向かって発する言葉が知られることはないということを保障される権利を有しており、電子装置を用いて会話を傍受した政府の行為は、プライバシーを侵害するものであり、第四修正のいう搜索・押収にあたる」。

1 プライバシーの合理的期待基準

Katz判決法廷意見は、プライバシー侵害の有無を基準として、合衆国憲法第四修正の搜索・押収の範囲を決したものであるが、補足意見（ハーラン裁判官執筆）はこの点についてさらに詳細に述べ、新たな基準を打ち立てた。第四

修正のいう搜索・押収にあたるか否かは、個人のプライバシーの合理的期待の範囲によって決定されるべきであるという、いわゆるプライバシーの合理的期待基準である。プライバシーの合理的期待基準とは、具体的には、「第一に、個人がプライバシーの期待を現にもっていること（プライバシーの主観的期待）、第二に、そのプライバシーの期待が社会にとって合理的なものと認められるものであること（プライバシーの客観的期待）」というものであり、これらの要件をみたした場合、個人のプライバシーの合理的期待は憲法上保護されることになるのである。

2 派生法理

Katz判決以降、多くの判例はプライバシーの合理的期待基準を採用し、さらに、そのいくつかにおいて、同基準の派生法理が生み出された。ここでは、本論に関係のある二つの派生法理について論じることとする。

(1) 第三者法理

Katz判決の補足意見で述べられたにすぎなかったプライバシーの合理的期待基準は、Smith v. Maryland判決²⁰（以下、「Smith判決」という。）においてはじめて法廷意見に採用された。Smith判決では、第三者に対して任意に提供した情報には、プライバシーの合理的期待がないという考え方（「第三者法理」）が確立された。Smith判決は、警察が、無令状で、電話会社に対し、ペン・レジスター（電話番号を記録する装置）を設置するよう要請し、これにより申請人が被害者宅に電話を掛けた事実が確認された事案である。

法廷意見は、ペン・レジスターの設置及び利用が合衆国憲法第四修正の「不合理な搜索」に該当するかどうかという点を判断するに際し、まず、ペン・レジスターは個人の財産権を侵害するものではなく、本件において物理的侵入はないことを指摘した。つぎに、法廷意見は、プライバシーの合理的期待基準を用いて、発信先電話番号にはプライバシーの期待が認められないとする。なぜなら、「電話利用者は、通話に際して自分の電話番号を電話会社に伝えなければならぬこと、電話会社がペン・レジスターを所有していること、電話会社がこの装置を利用して実際に電話

番号を記録していること、を承知しているため、申請人に発信先電話番号に対するプライバシーの主観的期待を認めることはできない。仮に申請人がプライバシーの主観的期待を有していたとしても、この期待は社会にとって合理的なものとは認められない」。このように述べて、法廷意見は、ペン・レジスターの設置及び利用は第四修正の「不合理な捜索」に該当しないと判示した。

これに対し、反対意見を執筆したマーシャル裁判官は、法廷意見は「第三者に対し任意に情報を伝達したものは、その情報が政府に対して開示される危険をも引き受けたことを根拠に第三者法理を採用した」が、「通話のように、相手の番号を電話会社に伝達せざるを得ない場合にまで適用すべきではない……電話利用者は、発信者番号は電話会社の営業目的のためにのみ記録されると期待する」と批判し、第三者法理に反対した。第三者法理のいう「情報」について、第三者が実際に取得した情報のみを示すのか、それとも取得する可能性のある情報まで含むのかという点について、本判決では明らかにされなかったが、*Florida v. Riley* 判決⁽²⁾は、第三者が取得する可能性のある情報まで含めるとした。

(2) 公私区分論

はじめに述べたように、GPS 追跡装置が登場する以前に、被疑者を追跡・監視するための電子機器として用いられていた装置に、ビーパーがある。ビーパーの使用の是非が問われた判例においてもプライバシーの合理的期待基準が用いられたが、ここでは、ビーパーがどのような場所で使用されたのか、が重視された。たとえば、捜査官がビーパーを装着した容器を搭載した被告人の車両に対してビーパーと目視の両方による監視を約三日間断続的に行い、覚せい剤の製造所として使用されていた小屋の特定に至った事案である *United States v. Knotts* 判決⁽²⁾（以下、「*Knotts* 判決」という。）において、法廷意見（レンクイスト裁判官執筆）は、「自動車に乗って公道を走行する者は、ある場所から他の場所への移動についてプライバシーの合理的期待を有しない」が「小屋については家屋に対する伝統的なプラ

イバシーの期待が認められる」と区分した。すなわち、*Knotts* 判決は、公道のような公的空間においてはプライバシーの合理的期待は認められないが、家屋のような私的空間においてはプライバシーの合理的期待を認めるという公私区分論を採用したのである。なお、同判決も「二四時間の監視が裁判所の監督なしに行われる場合には」合憲性の問題が生ずるとの留保を付している。

続く *United States v. Karo* 判決⁽²³⁾ (以下、「*Karo* 判決」という。) でも、*Knotts* 判決が引用された。*Karo* 判決は、麻薬取締局が、エーテルの入った容器へのビーパーの設置及び監視を許可する裁判所命令を得た上で、同容器が被告人の住居にあることを確認したという事案である。法廷意見 (ホワイト裁判官執筆) は、本件においてビーパーが家屋内においても作動していた点に着目し、公道においてビーパーによる監視が行われた *Knotts* 判決と、家屋内における監視が続けられた本判決とは事案が異なることを指摘した。このように、*Karo* 判決でも、監視が公的空間において行われたか、私的な空間で行われたかという公私区分論が用いられたのである。

(3) 小括

Katz 判決は、「*Olmsted* 判決及び *Goldman* 判決は、その後の連邦最高裁によりその効力を失っている」と述べ、侵入法理と決別したかみえた。しかし、*Smith* 判決においては、プライバシーの合理的期待基準に先立って、「ペン・レジスターは個人の財産権を侵害するものではなく、本件において物理的侵入はない」として侵入法理に基づく判断がなされている。さらに、熱線画像装置の合憲性が問われた *Kyllo v. United States* 判決⁽²⁴⁾ (以下、「*Kyllo* 判決」という。) において、法廷意見を執筆したスカリア裁判官 (なお、スカリア裁判官は、後述の *Jones* 判決においても法廷意見を執筆している。) は、「知覚増幅技術を使用して住居内の情報が入手された場合、当の技術を使用せずにその情報を入手しようとするれば、憲法上保護された領域に物理的に侵入しなければならなかったのであれば、その情報入手は搜索にあたる」と判断した。かかる文言から、*Kyllo* 判決は侵入法理を用いて判断を下したと理解することができよう。このこ

とは、取りも直さず、判例において侵入法理が破棄されていないことを意味している。

また、*Katz*判決は、合衆国憲法第四修正は「場所ではなく人を保護する」と指摘したが、*Katz*判決以後も「場所」によって第四修正の保護の範囲が決せられる傾向にあることは、公私区分論から明らかである。

3 最近の展開——モザイク理論

これまでみたプライバシーの合理的期待基準に関する二つの派生法理は、憲法上保護されるプライバシーの範囲を縮減させるという点で性質を同じくするものであった。しかし、近年、ニューヨーク州上告裁判所において、プライバシーの保障の範囲を拡張しようとする試みがみられた。二〇〇九年の *People v. Weaver* 判決⁽²⁵⁾（以下、「*Weaver*判決」という。）である。同判決では六五日間にわたるGPS追跡装置の使用の是非が問われた。法廷意見（リップマン裁判官執筆）は、*Katz*判決を引用し、ビーパーが原始的な追跡装置であるのに対し、「GPS追跡装置は安価で容易に使用でき、精巧な技術を擁し、非常に正確な追跡能力を有する」として両者の違いを浮き彫りにした。そして、そのような性能を有するGPS追跡装置の長期間の使用は、個人のプライバシーの合理的期待を侵害すると判示した。このような判断を下した理由として、法廷意見は、GPS追跡装置は、「長期間にわたり、個人のすべての行き先、たとえば、精神科医、整形外科医、中絶クリニック、エイズ治療センター、ストリップクラブ、刑事弁護士事務所、時間制ホテル、労働組合集会、モスク、シナゴーク、ゲイバーといった私的な性格をもった行き先を記録できる。この技術によって得た驚くべき量と質の記録によれば、政治的、宗教的な結びつきや交友関係も推論でき、非常に詳細なプロフィールの作成が可能となる」からであるとした。

法廷意見は、いわゆるモザイク理論を採用したといわれている。⁽²⁶⁾モザイク理論とは、断片化された情報をモザイクのように繋ぎ合わせることににより、「監視対象者の交友関係・思想・信条・嗜好等までも知り得るという見方」⁽²⁷⁾である。もともと、この理論は、情報公開法⁽²⁸⁾に基づいて国家の安全保障に関する情報の公開が請求された事案において、

情報の一つ一つが情報公開の要件をみたしていたとしても、それらを「繋ぎ合わせる」ことにより、国家の安全保障を脅かす重大な情報になりうる可能性があるとして、請求を棄却する場合に用いられてきた理論であった。⁽²⁹⁾

過去の判例が、情報の取得行為の適法性のみを問題視してきたのに対し、Weaver判決は、モザイク理論をプライバシーの合理的期待基準の判断枠組みに組み込むことによって、情報の取得が行われた後の収集・分析という過程に光をあてたのである。

それだけではなく、本判決は、従来低く評価されてきた、情報の取得期間という点にも着目する。これまでの判例は、プライバシーの期待の程度を考慮するにあたり、「通話」「発信先電話番号」「位置情報」といった被侵害対象の性質を判断要素としつつも、「通話」「発信先電話番号」「位置情報」がどの程度の期間にわたって傍受ないし取得されてきたかについての言及が不十分だったが、本判決は、「長期間の監視」によって得られた「驚くべき量と質」のGPS位置情報から詳細なプロフィールが作成される点を問題視する。

このように、モザイク理論は、これまでの判例において捨象されてきた二つの時間的問題、すなわち、情報の取得期間の長短という問題と、情報取得後に行われる収集・分析という問題、に対応しうる。

しかし、モザイク理論をプライバシーの合理的期待基準の判断枠組みに組み込むことには批判もある。たとえば、カー教授は、過去の判例が捜査の各段階を個別に判断してきたのに対し、モザイク理論は各段階を一体として捉えるものであり、これまでの判断枠組みを大幅に変更してしまい、もしモザイク理論を採用することになれば、裁判所は大きな負担を負うことになると指摘する。⁽³⁰⁾

Weaver判決は、州レベルで、GPS追跡装置の「装着型」の監視行為が不合理な搜索と判断された事案である。

それでは、同様の捜査手法が問題となった、二〇一二年のJones判決は、どのような判断枠組みを採用したのであるか。以下、検討する。

III Jones 判決

(一) 事案の概要

二〇〇四年、連邦捜査局とコロンビア特別区警視庁（以下、「捜査機関」という。）は、ジョーンズ及びメイナードらに対して、コカイン密売の容疑で捜査を開始した。捜査機関は、ジョーンズの妻名義で登録されている車両に対し一〇日間GPS追跡装置⁽³⁾を設置する旨の令状を得て、同車両を追跡した。令状で許可された期間が過ぎた後、捜査機関は、令状で許可された区域外の公共駐車場に停めてあった同車両の車体外側底部にGPS追跡装置を設置し、その後二八日間にわたり公道上进行する同車両を監視し、二〇〇〇頁以上の位置情報の記録を取得した。

(二) 下級審の判断

1 United States v. Jones, 451 F. Supp. 2d 71 (2006)

ジョーンズは、五キログラム以上のコカイン頒布に関する共謀罪等により起訴された。ジョーンズは、無令状のGPS追跡装置の利用を通じて得られた証拠等の排除を求めた。二〇〇六年八月、コロンビア特別区連邦地方裁判所は、Knots 判決において示された公私区分論に基づいて、以下のように判示した。「公道上にある装置から得られた情報は証拠として認められるが、家屋には正当なプライバシーの権利が認められていることから、装置が家屋にある場合、そこから得られた情報は証拠として認められない……したがって、ジープ・チェロキー（注・本件車両）がムーア通りに隣接するガレージ（注・ジョーンズ所有のガレージ）内に駐車されている間にGPS追跡装置から得られた情報は

証拠から排除されるべきであるが、それ以外の証拠は認められる⁽³²⁾」。

二〇〇六年一〇月、ジョーンズの起訴につき、大陪審は評決不能となった。

2 United States v. Maynard, 615 F. 3d 544 (D.C. Cir. 2010)

二〇〇七年三月、ジョーンズ、メイナードらのコカイン等頒布に関する別の共謀につき、大陪審は起訴相当と認め、審理が開始された。コロンビア特別区連邦地方裁判所はジョーンズを終身刑と判断した。ジョーンズ、メイナードら控訴。

控訴審（以下、「Maynard判決」という。）は、モザイク理論について言及した上で、「合理的人間は、自分の車を運転するにあたり、出発地点、経路、目的地、すべての立ち寄り場所とその滞在時間を含む記録を何者かが監視し、保持することを予期しておらず、むしろこれらの行動がすべて『追跡対象から外れた匿名の状態』⁽³³⁾を維持していることを期待している⁽³⁴⁾」として、一カ月以上にわたるジョーンズの行動の集合に対するプライバシーの期待は合理的であると判示し、ジョーンズの有罪判決を破棄した。

二〇一〇年一月、連邦政府は大法廷での再審理を求めたが、棄却された。そこで、連邦政府は連邦最高裁に裁量上訴を求めて上告した。

(三) 最高裁の判断

連邦最高裁は、車両へのGPS追跡装置の設置及び利用を通じて被疑者の行動を監視する行為は、合衆国憲法第四修正の捜索に該当するとして、全員一致で原判決を維持した。ソトメイヤー裁判官・アリート裁判官の補足意見がある³⁵。

1 法廷意見（スカリア裁判官執筆）

スカリア裁判官は、「政府は、情報を収集する目的で物理的に私有財産を占有した。そのような物理的侵入が合衆国憲法第四修正採択時に意図された『搜索』であることは間違いない⁽³⁵⁾」と判示した。また、スカリア裁判官は、第四修正に関する判例の展開について、「第四修正についての判例理論は、少なくとも二〇世紀の後半まではコモローの不法侵入と結びつけられていた……それゆえ、*Olmstead* 判決は『被告の家屋又は事務所に対する侵入がない』として、公道上の電話線に対するワイヤータッピングは、第四修正の搜索にあたらぬと判示したのである。その後の判例は、そのようなもっぱら財産権に依拠するアプローチからは離れた。*Nazis* 判決は、『第四修正は場所を保護するのではなく、人を保護するものであり、公衆電話ボックスに盗聴器を装着する行為は第四修正に反する』と認め⁽³⁶⁾た」が、*Nazis* 判決は侵入法理を否定したものではないと整理した。

2 補足意見（ソトメイヤー裁判官執筆）

ソトメイヤー裁判官は、「GPSによる監視は、個人の家族関係、政治的繋がり、専門家たちとの繋がり、宗教上の繋がり、そして性的関係の詳細を示す、公的空間における行動の精確かつ広範な記録を作成する……政府に見られているかもしれないとわかれば、表現の自由や集会の自由に対する萎縮効果が生じる⁽³⁷⁾」と述べる。ソトメイヤー裁判官は、モザイク理論という単語こそ用いていないが、モザイク理論において指摘されている問題を最高裁においてはじめて提示したのである。さらに、ソトメイヤー裁判官は、「個人が第三者に任意で公開した情報についてはプライバシーの合理的な期待を有しないという先例には再検討が必要であろう。このアプローチは、個人が、日常生活を送るにあたり、自分自身に関する大量の情報を第三者に公開しているデジタル時代にはそぐわない⁽³⁸⁾」として第三者法理にも疑問を投げかけた。その上で、ソトメイヤー裁判官は、「本件においてこれらの難しい問題を解決する必要はない⁽³⁹⁾」として、法廷意見に同意した。

3 補足意見（アリート裁判官執筆）

アリート裁判官は、「本件は、二一世紀の監視技術であるGPS追跡装置を使用して車両を監視したことが、合衆国憲法第四修正の禁ずる不合理な搜索及び押収にあたるかどうかの判断が求められた。だが皮肉にも、法廷意見は一八世紀の不法行為法に基づいて本件を判断することを選択した⁽⁴⁰⁾」として、侵入法理を採用した法廷意見を批判した。

さらにアリート裁判官は、法廷意見には以下の四つの問題点があるとする。「第一に、法廷意見は、長期間の追跡を目的とするGPS追跡装置の使用といった本当に重要な点を無視し、運転自体には影響を与えない車両底部への小さな装置の取り付けを重視する……法廷意見の理論は、たとえば、連邦政府が自動車メーカーに対してGPS追跡装置をすべての車両に取り付けることを要求または要請した場合、何の保護も与えない⁽⁴¹⁾」。「第二に、法廷意見の考え方によれば、もし警察がGPS追跡装置を装着し、短期間車両を追跡する目的で装置を使用した場合は第四修正違反となるが、覆面パトカーと航空機を用いて長期間同車両を追跡した場合は第四修正の問題とならないことになる⁽⁴²⁾」。「第三に、法廷意見の下では、州によって第四修正の保護の範囲が異なる……夫婦の共有財産制度のない州で本件と同様の事案が発生した場合、妻名義で登録されている車両は被告人のものではないから第四修正の適用を受けない⁽⁴³⁾」。「第四に、法廷意見は非物理的な手段で監視が行われた場合に、特に厄介な問題に突き当たることになる⁽⁴⁴⁾」。

他方、アリート裁判官はプライバシーの合理的期待基準もまた問題を抱えているとする。特に、「現在では、携帯電話やその他のワイヤレス機器がキャリアに利用者の位置を追跡し記録することを許している……これらのそしてその他の新たな機器の性能と利用が、通常人の毎日の行動についてのプライバシーの期待の範囲を形成していくことになるだろう⁽⁴⁵⁾」と述べる。そこで、アリート裁判官は、将来的には立法による解決が望ましいとしつつ、「本件で我々が取るべき最良の方法は、既存の第四修正の理論を適用して、GPS追跡の使用により合理的人間の予見可能性を超える侵害が生じたかどうかを検討することである⁽⁴⁶⁾」と判示し、「このアプローチによると、公道における個人の行動

を比較的短期間監視することは、我々の社会が合理的と認識するプライバシーの期待とは合致する……が、ほとんどの犯罪捜査において、長期間GPS監視装置を使用することはプライバシーの期待を侵害する⁽⁴⁷⁾」として、本件における長期間の監視は第四修正の禁ずる不合理な捜索にあたる⁽⁴⁷⁾と判断した。

なお、法廷意見の考え方によると物理的侵入を伴わない場合に対処できないというアリート裁判官の批判に対し、スカリア裁判官は、物理的侵入を伴わない事案については、プライバシーの合理的期待基準を用いるべきと主張する。また、スカリア裁判官は、プライバシーの合理的期待基準のみに依拠する補足意見は、却って困難な問題を引き起こしていると再反論する。さらに、スカリア裁判官は、同補足意見は、公道上の人間の動きを比較的短期間監視することは許されるが、長期間GPS監視装置を捜査に使用することは許されないとするが、なぜ、四週間にわたる監視が長すぎるのかについて説明がされていない、とされる。

4 小括

法廷意見は、下級審において採用されたプライバシーの合理的期待基準の派生法理である公私区分論やモザイク理論に依拠せずに判断を行っている。この点、「私有財産を物理的に占有した」といった文言や「物理的侵入」という文言をして、法廷意見を、侵入法理への回帰とみる向きもある⁽⁴⁸⁾。とはいえ、法廷意見は、装着に関して、「監視するために」「情報を収集する目的で」という限定を加えていることから、GPS追跡装置が装着された後の監視・情報収集行為までも見据えているように思われる。

他方、このような捉え方に対しては、以下のような反論もあろう。原意主義者であるスカリア裁判官はあくまで合衆国憲法第四修正制定時における捜索の定義——捜索とは私有財産の占有である——に従い、GPS監視装置の装着を、車両という有体物に対する物理的侵入とみたにすぎず、装着後の侵害についての考慮には至っていない、というものである。

しかし、法廷意見は、プライバシーの合理的期待基準は、四週間にわたる監視が長すぎるのかについて説明していないと指摘している。法廷意見は、従来の基準によつては、監視捜査によつてもたらされる侵害の程度を正確に捉えることができず、適法性判断を行うのに不十分であると批判するのである。このような態度からすると、少なくとも、法廷意見には、GPSの監視によつてもたらされる侵害の重大性に対する認識があったといえそうである。法廷意見は、このような侵害の重大性に鑑み、プライバシーの合理的期待基準に頼らず、明確に本件行為を違法と判断するため、あえて、侵入法理を採用し、第四修正の保護の範囲を拡張しようとしたようにも思われるのである。

そうだとしても、法廷意見のこのような判断枠組みに対しては、補足意見において批判がなされているところである。アリート裁判官は、一八世紀の不法行為法に端を発する侵入法理は、二一世紀の監視技術であるGPS装置が第四修正の禁ずる不合理な搜索・押収にあたるかどうかを判断するのにふさわしくないとして、通説の見解であるプライバシーの合理的期待基準を採用している。とはいえ、アリート裁判官は、プライバシーの合理的期待基準にも問題がない訳ではないと述べる。その理由として、アリート裁判官は、プライバシーの合理的期待という概念の不明確性を挙げている。なお、法廷意見は、物理的侵入がみられない場合には、プライバシーの合理的期待基準によるとしており、プライバシーの合理的期待基準を完全に否定するものではないが、プライバシーの合理的期待の不明確性をどのように考えるべきかという問題の解決には至っていない。

(四) 米国における Jones 判決をめぐる議論

学説は Jones 判決の判断枠組みについては批判的である⁽⁴⁹⁾。学説の中には、原審において示されたモザイク理論の適用可能性を探るものと、新たな判断枠組みを模索するものがあるが、前者の見解はモザイク理論の適用には概して懐疑的である⁽⁵⁰⁾。なぜなら、現段階でのモザイク理論は、断片的な情報がどのような過程を経て重大な情報となり得るの

かを明確に説明できていない、曖昧な理論であるからである。他方、そのような柔軟性こそが、急速に進化する監視技術の適法性判断に有益となると指摘する論者も存在する。⁽⁵¹⁾

では、新たな判断枠組みには、どのようなものがあるだろうか。ここでは、克蘭シー教授⁽⁵²⁾とマーフィー教授⁽⁵³⁾の見解を紹介する。

1 クランシー教授の見解

まず、克蘭シー教授は、法廷意見の採用した侵入法理は合衆国憲法第四修正の禁止する不合理な搜索・押収にあたるか否かを解釈する法理として不十分であり、Jones判決は先例としての価値に乏しいと批判する。克蘭シー教授によれば、アリート裁判官とソトマイヤー裁判官の補足意見も曖昧であり、下級審に混乱を引き起こすものでしかない。他方で、克蘭シー教授は、プライバシーの合理的期待基準は、無形物に対する非物理的な侵入に保護を与えた点において評価できるが、プライバシーの概念は流動的であることから、第四修正が保護しようとする根本的要素は『政府の詮索を除外する権利』であるとして、第四修正の保護法益に着目し、かかる第四修正の保護法益に反する物理的・非物理的侵入は許されないと主張する。

2 マーフィー教授の見解

マーフィー教授は、人々が日常的に自分のプライバシーや財産権を無料のeメールサービス等にトレードする現代においては、プライバシーの理論も財産権の理論も政府の監視に対応することができないと主張し、新たな判断枠組みを提示する。すなわち、監視装置の装着は、財産権をわずかに侵害するものでしかないため、それだけでは押収にはあたらない。装置からデータを受け取ることは、不法侵入を必要とせず、プライバシーの期待も侵さないため、やはりそれだけでは搜索にはあたらないが、装置の装着とデータの利用という両方の行為が組み合わさることにより不法な搜索となり得るというものである。なお、同教授は、かかる解釈によると、「i」装置が警察によって装着さ

れたが、アクティベートされていなかった（＝機能が有効になっていない）場合、〔ii〕第三者によって装着されたが、警察によってアクティベートされた場合、〔iii〕第三者に装着もアクティベートもされたが、法執行機関によって監視されていた場合、それらが不法な捜索にあたるのか否かという問題が浮上する点を付記する。

3 小括

克蘭シー教授は、不法侵入基準では不十分とした上で、第四修正の保護法益を支柱とした独自の基準を設けたものであるが、同教授が基準として挙げた政府の詮索を除外する権利を侵害しているかどうかという基準は、政府の詮索を除外する権利の解釈次第により幅がある概念となり得るため、妥当ではない。

他方、装置の装着とデータの利用という両方の行為の複合によってはじめて不法な捜索が構成されるとするマーフィー教授の見解は、装着後のデータ利用についても審査を及ぼすという点において、モザイク理論とも親和性が高いが、それゆえ基準としてはいまだ不明確といえる。なお、マーフィー教授が提示した、〔i〕装置が警察によって装着されたが、アクティベートされていなかった場合、〔ii〕第三者によって装着されたが、警察によってアクティベートされた場合、〔iii〕第三者に装着もアクティベートもされたが、法執行機関によって監視されていた場合、どのように対応すべきかという問題について考察すると、以下のようなになる。まず、〔i〕については、装置の装着は物理的侵入の程度としては低く、装置もアクティベートされていないため、情報を利用したとはいえず、不合理な捜索・押収にはあたらない。〔ii〕については、警察によってアクティベートされた場合、装置によって被疑者の位置情報が警察に利用されることになるので、情報の利用の程度如何によっては、不合理な捜索・押収となり得る。〔iii〕については、電子機器に内蔵された機能を用いて被疑者の位置情報を取得する場合と同様に考えられよう。

四 Jones 判決後の判例・裁判例の展開

まず、最高裁の動向であるが、Jones 判決から約一年後、Florida v. Jardines⁽⁵⁴⁾判決は、Jones 判決の判断枠組みに従い、宅地に対する薬物探知犬の使用を合衆国憲法第四修正の「不合理な搜索」と認めた。このようにGPS追跡装置以外の事案であっても、物理的侵入があるとみられた事案では、プライバシーの合理的期待基準ではなく、物理的侵入の有無によって搜索にあたるか否かの判断がなされるようになったと思われる⁽⁵⁵⁾。

また、本判決以降、「装着型」の監視の事案では本判決が引用されるようになった⁽⁵⁶⁾。

他方、前述のように、「内蔵型」の監視については、最高裁の判断はいまだみられない。この点、Jones 判決法廷意見は、「物理的侵入を伴わない事案については、従来のプライバシーの合理的期待基準を用いるべき」であるとしており、下級審においては、プライバシーの合理的期待基準を用いて、「内蔵型」の監視の適法性判断を行ったものがいくつか存在する。そこで、本章では、GPS位置情報及び基地局位置情報にはプライバシーの合理的期待が認められないとしたUnited States v. Skinner 判決⁽⁵⁷⁾（以下、「Skinner 判決」という。）と、基地局位置情報にプライバシーの合理的期待が認められるとしたUnited States v. Davis 判決⁽⁵⁸⁾（以下、「Davis 判決」という。）について検討することにする。

(一) Skinner 判決

1 事案の概要

本件被告人（控訴人）スキナーは、麻薬密売組織を率いるウエストの下で麻薬の運搬等に従事していた。二〇〇六年七月一三日、麻薬取締局は、スキナーの麻薬運搬ルートを突き止めるため、連邦下級判事の命令を得た上で、携帯

電話会社に対し、スキナーが使用していた携帯電話の基地局位置情報やGPS位置情報等を提供するよう要請した。⁽⁵⁹⁾ その結果、スキナーが同月一四日にアリゾナ州ツーソンを離れ、州間高速自動車道四〇号線を通って、テキサスに向かったことが判明した。同月一六日、スキナーの携帯電話のGPSがテキサス州アビリーン近くで留まったため、麻薬取締局テキサス州ラボック支局の捜査官が現場に急行し、スキナーの車両を発見した。捜査官はスキナーに声をかけたが、スキナーは車両の捜索を拒否した。そこで、捜査官は警察犬に車両の周辺を探知させた。警察犬が麻薬を検知したため、車両の捜索が開始され、六一バレルのマリファナ等が発見され、スキナーはその場で逮捕された。

スキナーは一〇〇〇キログラム以上のマリファナの頒布に関する共謀罪等により起訴された。スキナーは、捜査官が携帯電話のGPS位置情報を使用することは合衆国憲法第四修正に反する無令状捜索にあたる主張したが、連邦地方裁判所においても証拠排除の申立ては棄却された。陪審はすべての訴因についてスキナーを有罪とした。スキナー控訴。

2 判旨

原判決維持。法廷意見（ロジャース裁判官執筆）は、まず、公私区分論を採用した*Morris*判決を引用し、スキナーは公道を移動中であつたことを指摘した。さらに、第三者法理を採用した*Smith*判決を引用し、「公道を移動中の携帯電話の基地局位置情報について、スキナーはプライバシーの合理的期待を有しないとの結論を下さざるを得ない」とした。そして、法廷意見は、本件では位置情報を取得するにあたり不法侵入は行われておらず、本件は*Jones*判決と事案が異なるばかりか、本件においては*Jones*判決においてアリート裁判官によって指摘された問題も生じていないとする。*Jones*判決においてアリート裁判官は、短期間の公道における監視は社会が合理的と認識するプライバシーの期待と合致するが、長期間の監視は第四修正の禁ずる不合理な捜索にあたり得ると指摘したものであるが、法廷意見は、「*Jones*判決の事案は、二八日間の徹底的な監視に関するものであつたのに対し、本件では、麻薬取締局

の捜査官はスキナーの携帯電話を三日間しか追跡していない⁽⁶¹⁾とした。以上の理由から、法廷意見は、スキナーは携帯電話の基地局位置情報とGPS位置情報に対してプライバシーに対する合理的期待を有しないと判示した。⁽⁶²⁾

(I) Davis 判決

1 事案の概要

二〇一一年二月、本件被告人（控訴人）デイヴィスは、Hobbs 法違反及び同法違反の謀議により共犯者らと共に起訴された。検察側は、デイヴィスとその共犯者らが、犯行が行われていた時間帯に犯行現場のすぐそばで携帯電話を受けていたという事実を証明する基地局位置情報等を携帯電話のサービスポバイダから取得し、裁判所に提出した。陪審はすべての訴因について有罪の評決を下した。デイヴィス控訴。

2 判旨

有罪判決を支持。一部量刑加重については無効。法廷意見（センテラル裁判官執筆）は、基地局位置情報にプライバシーの合理的期待が認められるかという点について、Jones 判決を引用して以下のように述べた。「Jones 判決では公道における被疑者の車両の動向が問題となった。事実、地裁は、公共の領域以外の車両の位置情報の証拠排除の申立てを認めた。高裁と最高裁の一部は位置情報の集合に対しプライバシーの合理的期待が認められるとの結論を下した。基地局位置情報の場合、そのようなモザイク理論はプライバシー侵害を構成するのに必要とされない。携帯電話は、車両と異なり、携帯所有者に付随してどのような場所にも移動しうる。それゆえ、基地局位置情報は、私的行為を公的行為に転換してしまいかねない。公共の領域に存在していない場合、人はその領域についてプライバシーの合理的期待を有する。車両のGPS位置情報は収集された場合にのみ保護されうるが、携帯電話の基地局位置情報は断片的な情報であっても、プライバシーの合理的期待を有する。⁽⁶³⁾」

また、基地局位置情報はGPS位置情報に比べ不正確であるため保護に欠けるという政府の主張に対し、法廷意見は、両者の精度の違いは憲法上重要ではないとした。さらに、デイヴィスはサービスパロバイダに基地局位置情報を提供していたのであるからプロバイダーの合理的期待はないという政府の主張についても、法廷意見は、デイヴィスは、プロバイダに対して基地局位置情報を任意に開示していないとして、「基地局位置情報について、携帯電話の利用者はプロバイダーの合理的期待を有する⁶⁴⁾」との結論を下した。

(三) 検討

Skinner判決は、携帯電話の基地局位置情報及びGPS位置情報が、「三日間」「公道」を移動した事実を明らかにしたにすぎないことを理由として、プロバイダーの合理的期待を認めなかった。しかしながら、本判決が、「三日間」という短期間の監視に重点をおいたのか、「公道」という公共の領域に重点をおいたのか、それとも双方を重要な判断要素としたのかは明らかではない。

Skinner判決の判断基準は、次のDavis判決との比較によって明確となると思われる。

Davis判決は、「公私区分論の枠組みに従い、私的領域においては「人はその領域についてプロバイダーの合理的期待を有する」とする。そして、携帯電話は公共の領域と私的領域とを問わず、常に所有者に付随して移動するという性質を有しており、携帯電話の基地局位置情報は私的領域における行動を明らかにするものであるとして、基地局位置情報についてプロバイダーの合理的期待を認めたのである。他方、Davis判決は、公共の領域における人の動向についても、位置情報が収集されることにより保護の対象になるとして、モザイク理論に親和的な態度をみせている。さらに、Davis判決は、「デイヴィスは、プロバイダに対して基地局位置情報を任意に開示していない」として、基地局位置情報に対する第三者法理の適用を否定したものである。

Davis 判決の判断枠組みを用いて、再度、Skinner 判決を概観すると、Skinner 判決は、まず、「公道」における監視に着目し、原則としてプライバシーの合理的期待を認めず、さらに、「三日間」という短期間の監視によっては、Weaver 判決において述べられたような「非常に詳細なプロフィールの作成」は不可能であることから、本件では保護の対象となるような位置情報の収集は行われていないと判断したものと思われる。

しかし、Davis 判決でも指摘されているように、「携帯電話の基地局位置情報は私的領域における行動を明らかにする」ものである。スキナーはアリゾナ州ツーソンからテキサス州アビリーンまで公道を移動していたものであるが、三日間常に公道を移動していたとは考えにくい。ツーソンからアビリーンまでの距離は約七六八マイル（約一二三六キロメートル）であり、直進すれば一日程でスキナーはアビリーンまで到着していたはずだからである。したがって、本件では公道の移動以外に、私的領域における移動もあつたと思われる。スキナーは公道を移動中であつたとする本件の事実認定には疑義がある。

五 おわりに

GPS 位置情報の取得を通じた監視という新たな問題を検討するにあたり、Jones 判決は、監視の態様を被疑者の車両に物理的に侵入する形で GPS 位置情報を取得する態様と、物理的侵入を伴わずに GPS 位置情報等を取得する態様とに区分した上で、GPS 追跡装置を装着して車両を二八日間監視した行為は、合衆国憲法第四修正の禁止する「不合理な捜索」に該当すると判示した。本論も、さしあたりこの区分に従い、Jones 判決のように GPS 追跡装置を装着する方法を「装着型」の監視とし、Skinner 判決や Davis 判決のように電子機器に内蔵された位置特定機能を用いて GPS 位置情報や基地局位置情報等を取得する方法を「内蔵型」の監視として検討を行った。

この点、「内蔵型」の監視に関する裁判例である *Skinner* 判決や *Davis* 判決は、どちらも、監視が公の空間において行われたか、私的な空間で行われたかという公私区分論を出発点としてプライバシーの合理的期待の有無を判断している。さらに、*Davis* 判決は、公私区分論の立場から、携帯電話の基地局位置情報は私的領域における行動を明らかにするものであるとして、基地局位置情報についてプライバシーの合理的期待を認めた。他方、*Davis* 判決は、基地局位置情報に対する第三者法理の適用については否定し、第三者法理の適用範囲の拡大に歯止めをかけた。

このようにみると、位置情報の取得を通じた監視行為においては、監視の態様が「装着型」か「内蔵型」かという区分より、むしろ、監視が公共の領域で行われたのか、私的な領域で行われたのか、という公私区分論を用いた区分が第一に行われているように思われる。*Jones* 判決は公私区分論を議論の出発点としていないが、これは、GPS 追跡装置が車両に装着されたことによって、専ら公共の領域における監視が議論の対象とされており、議論の必要性がなかったからではないかと思われる。

そして、最近の判例・裁判例は、公共の領域で監視が行われた場合であっても、合衆国憲法第四修正の保護を与える傾向にある。たとえば、*Davis* 判決は、公共の領域において監視が行われた場合であっても、位置情報の収集如何によっては、プライバシーの合理的期待が認められる場合があるとした。位置情報の収集の程度について、*Davis* 判決は明言していないものの、モザイク理論を採用した *Weaver* 判決及び *Maynard* 判決は、六五日間の監視と二八日間の監視について、それぞれプライバシーの合理的期待を侵害するとしている。しかしこれらは具体例にすぎない。

モザイク理論は、長期間にわたって断片的情報が取得された後、当該情報の収集・分析を通じて（このように、断片的情報がモザイクのように組み合わさっていく様子からモザイク理論と命名されたものである）、取得された情報の量的・質的規模を超えた情報が判明するという見方であるが、どの程度にわたる情報取得が必要なのか、どのようなメカニズムによって量的・質的規模を超えた情報が判明するのかという判断基準について、判例・学説はいまだ明確な解答を持

たないのである。

他方、Jones判決は、公共の領域における二八日間の監視を第四修正の「不合理な搜索」と認めたものであるが、
 法廷意見で用いられた判断枠組みは、Weaver判決及びMaynard判決とは全く異なるものであった。Jones判決法廷
 意見は、車両という私的領域への侵入をして物理的侵入とみなしたのである。このような法廷意見の態度を侵入法理
 への回帰とみる向きもあるが、これはむしろモザイク理論の不明確性に起因するのではないか。すなわち、Jones判
 決の原審であるMaynard判決が採用したモザイク理論によれば、長期間の監視によってプライバシーの合理的期待
 が侵害されるとして「不合理な搜索」にあたるとの結論は得られるが、長期・短期の区別の基準はいわばブラック
 ボックスである。この点は、法廷意見によるアリート裁判官補足意見に対する批判（補足意見は、公道上の人間の動向
 を比較的短期間監視することは許されるとする一方、長期間GPS監視装置を捜査に使用することは許されないとするが、四
 週間にわたる監視が長すぎるのかについて説明がされていない）においても指摘されているところである。だが、法廷意
 見は、結論としては原審と同様、二八日間の車両の監視を違法な搜索としたのである。したがって、法廷意見は、G
 PSの監視によって生じる侵害の重大性に鑑み、あえて侵入法理を採用することによって、明確に本件監視行為を違
 法と判断しようとしたように思われる。

なお、本論では、学説の大勢同様、モザイク理論の不明確性を指摘するにとどまったが、このようなモザイク理論
 の柔軟性こそが、急速に進化する監視技術の適法性判断に有益となるとの指摘もあることから、モザイク理論につい
 てはさらに詳細な検討が必要となると考える。この点については、今後の課題としたい。

(1) 米国におけるビーパーの使用状況について、山名京子「科学捜査とプライバシーに関する一考察——アメリカ合衆国ビーパー（電子追跡装置）の判例を中心に——」(二)「関西大学法学論集三三巻六号（一九八四年）三二頁以下、同三四巻

- 一号 (一九八四年) 一一九頁以下等。
- (2) Madeline Virginia Ford, *Mosaic Theory and the Fourth Amendment: How Jones Can Save Privacy in the Face of Evolving Technology*, 19 Am. U. J. Gender Soc. Pol'y & L. 1351, 1361 (2011).
- (3) *Ibid.*
- (4) 眞島知子「アメリカ合衆国におけるGPSを使用した犯罪捜査」中央大学大学院研究年報法学研究科篇四一号 (二〇一二年) 二一七頁以下。
- (5) 最近の自動車にはGPS機能が標準搭載されているものが多い。なお、EUでは、自動車事故の発生時、車両に装備された通信ユニットが緊急通報し、位置情報等を最寄の緊急応答センターに接続するシステム (eCallシステム) の搭載義務化が検討されている。
- (6) 我が国では、基地局位置情報の精度は、都心部では、およそ半径五〇〇メートル程度の範囲だといわれている (池田弥生「携帯電話の位置探索のための令状請求」判例タイムズ一〇九七号 (二〇一二年) 二七頁以下)。
- (7) WiFi位置情報は、さらに、「①インターネット接続のための準備段階として行われる端末利用者とアクセスポイント設置者との間の通信に基づく位置情報と、②端末利用者がアクセスポイントから外部と通信を行うことで把握される位置情報に分けることができる」とされている (総務省報告書「位置情報プライバシーレポート」位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的利活用の両立に向けて) 五〇頁)。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000303636.pdf (二〇一四年一月一七日最終閲覧)。
- (8) 最近の報道によると、米国では、ステイングレーという強力な電波を発する機器を携帯電話基地局に成りすませることによって、電波の範囲内に存在するあらゆる携帯電話をネットワークに登録させ、本来の基地局に成り代わって携帯電話の位置情報等を収集するという捜査手法も行われているという。この方法によれば、何らかの理由によって事業者が被疑者の位置情報の提供を拒否した場合でも、被疑者の位置情報を収集することが可能となる (<https://www.aclu.org/blog/national-security-technology-and-liberty/victory-judge-releases-information-about-police-use> (二〇一四年一月一七日最終閲覧))。
- (9) この点に関し、笹倉教授は「刑事手続上の証拠収集手段のうち、写真撮影や通信傍受などは、捜索や押収、あるいは証人尋問などと異なり、有形力の行使や法的な義務の賦課を伴わないため、それによって侵害される利益のほとんどがプライバシーに尽きる処分と位置付けられる」が、「情報取得行為のみならずその後の利用の目的や態様をも考慮しなければ不

- ライヴァシー侵害の有無、程度を正しく把握でき」¹³、「プライバシーを情報の非公知性として捉え、その侵害を一過性のものと捉える刑事手続法学説の傾向には、したがって問題がある」と指摘する（笹倉宏紀「政府部内における個人情報保護——刑事手続法の観点から——」『電気通信普及財団調査報告書第24号』一五五—一六三頁）。
- (10) 近年の代表的な論文として、山本龍彦「警察による情報の収集・保存と憲法（警察政策フォーラム）」警察学論集六三巻八号（二〇一〇年）一一一頁以下等。なお、情報のデジタル化によって情報の蓄積が可能となり、強力な監視社会が成立する可能性は、電子メディア論の分野でも論じられている。たとえば、黒崎教授は「私」のあらゆる行動、行為が電脳空間のここかしこに（海底に静かに塵が堆積し、地層をなすように）データベースとして偏在していく。ほとんどは沈殿したまま沈黙しているが、何らかの意図でそれらを寄せ集めれば、「私」についての驚くほど膨大で詳細な情報が、瞬時に組み込まれる」と指摘する（黒崎政男「身体にきく哲学」(N-T-T出版、二〇〇五年) 九六頁)。
- (11) 佐藤幸治「憲法〔第三版〕」(青林書院、一九九五年) 四五五頁。
- (12) 棟居快行「公共空間とプライバシー」『岩波講座憲法 2 人権論の新展開』(岩波書店、二〇〇七年) 二〇〇頁。
- (13) *United States v. Jones*, 565 U.S. ___, 132 S. Ct. 945 (2012). 邦語による文献として、土屋眞一「捜査官がGPSにより公道を走る被疑者の車を監視することは、違法な搜索か?——最近のアメリカ合衆国連邦最高裁判決」判例時報二一五〇号(二〇一二年) 三頁以下、湯淺懇道「位置情報の法的性質——United States v. Jones 判決を手がかりに——」情報セキュリティ総合科学四号(二〇一二年) 一七一頁以下、辻雄一郎「電子機器を用いた捜査についての憲法学からの若干の考察」駿河台法学二六巻一号(二〇一二年) 三九頁以下、高橋義人「パブリック・フォーラムとしての公共空間における位置情報と匿名性」『琉大法学八八号(二〇一二年) 一四五頁以下、浅香吉幹・駒村圭吾・笹倉宏紀・芹澤英明・東川浩二・藤井樹也・会沢恒「座談会 合衆国最高裁判所二〇一二年開廷期重要判例概観」アメリカ法二〇一二年(二〇一二年) 二八〇頁以下、洲見光男「判批」比較法学四七巻一号(二〇一三年) 一七七頁以下、眞島知子「判批」比較法雑誌四七巻一号(二〇一三年) 一六三頁以下、大野正博「GPSを用いた被疑者等の位置情報探索」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集〔下巻〕』(成文堂、二〇一三年) 四八五頁以下、緑大輔「判批」アメリカ法二〇一二年(二〇一四年) 三五六頁以下等。
- (14) *Olmstead v. United States*, 277 U.S. 438 (1928).

- (15) Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 HARV. L. REV. 193 (1890).
- (16) 宮下紘「レイモン・ブランダイスのブランディシー権——三四歳と十一歳のブランダイスをつなぐ言葉——」駿河台法学二六卷一号(二〇一二年)七一至九頁。
- (17) Goldman v. United States, 316 U.S. 129 (1942).
- (18) See e.g., Silverman v. United States, 365 U.S. 505 (1961), Wong Sun v. United States, 371 U.S. 471 (1963), Lopez v. United States, 373 U.S. 427 (1963), Osborn v. United States, 385 U.S. 323 (1966), Berger v. New York, 388 U.S. 41 (1967).
- (19) Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967).
- (20) Smith v. Maryland, 442 U.S. 735 (1979).
- (21) Florida v. Riley, 488 U.S. 445 (1989).
- (22) United States v. Knotts, 460 U.S. 276 (1983).
- (23) United States v. Karo, 468 U.S. 705 (1984).
- (24) Kyllo v. United States, 533 U.S. 27 (2001).
- (25) People v. Weaver, 12 N.Y. 34 433 (2009).
- (26) Edward Boehme, *Warrantless GPS in United States v. Jones: Is 2011 the New 1984?*, 7 DUKE J. CONST. L. & PUB. POL'Y SUBBAR 115, 121 (2012).
- (27) 清水・前掲注(13) 一七七頁。
- (28) The Freedom of Information Act, 5 U.S.C. § 552.
- (29) David Pozen, *The Mosaic Theory, National Security, and the Freedom of Information Act*, 115 YALE L. J. 628 (2005-2006).
- (30) Orin S. Kerr, *The Mosaic Theory of the Fourth Amendment*, 111 MICH. L. REV. 311 (2012-2013).
- (31) この装置は五〇ノートの大きさ一〇〇ノートの精度で位置の特定が可能であり、携帯電話を通じて捜査機関のPCに位置情報を送信した。
- (32) United States v. Jones, 451 F. Supp. 2d 71, 88 (2006).
- (33) See Nader v. Gen. Motors Corp., 25 N.Y. 2d 560, 572 (1970) (Breitel, J., concurring).
- (34) United States v. Maynard, 615 F.3d 544, 563 (D.C. Cir 2010).

- (35) United States v. Jones, *supra* note 13, at 949.
- (36) *Id.* at 949–950.
- (37) United States v. Jones, *supra* note 13, at 955–956 (Sotomayor, J., concurring).
- (38) *Id.* at 957.
- (39) *Ibid.*
- (40) United States v. Jones, *supra* note 13, at 957 (Alito, J., concurring).
- (41) *Id.* at 961.
- (42) *Ibid.*
- (43) *Id.* at 961–962.
- (44) *Id.* at 962.
- (45) *Id.* at 963.
- (46) *Id.* at 964.
- (47) *Ibid.*
- (48) Arnold H. Loewy, *United States v. Jones: Return to Trespass—Good News or Bad*, 82 MISS. L. J. 879 (2013).
- (49) 前掲注(48)は「Jones判決は「合衆国憲法第四修正のたゞの問題を解決するところではなく、将来の問題の解決にローレンスを提供するための必要」を捉える。」
- (50) See e.g., Christopher Slobogin, *Making the Most of United States v. Jones in a Surveillance Society: A Statutory Implementation of Mosaic Theory*, 8 DUKE J. CONST. L. & PUB. POL'Y 1 (2012–2013), Priscilla J. Smith, *Much Ado about Mosacs: How Original Principles Apply to Evolving Technology in United States v. Jones*, 14 N. C. J. L. & TECH. 557 (2012–2013) and Jace C. Gatewood, *District of Columbia Jones and the Mosaic Theory—In Search of a Public Right of Privacy: The Equilibrium Effect of the Mosaic Theory*, 92 NEB. L. REV. 504 (2014).
- (51) Benjamin M. Ostrander, *The Mosaic Theory and Fourth Amendment Law*, 86 NOTRE DAME L. REV. 1733 (2011).
- (52) Thomas K. Clancy, *United States v. Jones: Fourth Amendment Applicability in the 21st Century*, 10 OHIO ST. J. CRIM. 1 (2012).
- (53) Erin Murphy, *Back to the Future: The Curious Case of United States v. Jones*, 10 OHIO ST. J. CRIM. L. 325 (2012).

- (54) Florida v. Jardines, 133 S. Ct. 1409 (2013). 本判決の法廷意見を執筆したのもスカリア裁判官である。なお、Jones 判決が「物理的侵入 (physically intruding)」という文言の他に、「侵入法理 (trespass)」という文言を用いていたのに対し、本判決では「侵入法理」という文言は用いられていない。See Bradley Pollina, *Florida v. Jardines: Why the Supreme Court Did Not Say "Trespass,"* 3 WAKE FOREST L. REV. 19 (2013).
- (55) United States v. Abdi, 943 F. Supp. 2d 1201 (2013). 本件では、捜査官が、カードの磁気ストライプ部分に含まれるカード会員情報 (カード会員番号、有効期限、氏名、認証用コード等) を明らかにするため、被告人の三一枚のクレジットカード下及びデビットカードを解析した点につき、財産に対する情報を収集する目的でなされた仮想的 (virtual) 侵入であったとして、「憲法上保障された領域に対する侵入」はなると判示された。
- (56) See e.g., Caleb Mason, *New Police Surveillance Technologies and the Good-Faith Exception: Warrantless GPS Tracker Evidence After United States v. Jones*, 13 NEV. L. J. 60, 64 (2012), Jason Medinger, *Post-Jones: How District Courts are Answering the Myriad Questions Raised by the Supreme Court's Decision in United States v. Jones*, 42 U. BALT. L. REV. 395, 428 (2012-2013), Kyle Robbins, *Davis, Jones, And The Good-Faith Exception: Why Reasonable Police Reliance On Persuasive Appellant Precedent Precludes Application Of The Exclusionary Rule*, 82 MISS. L. J. 1175, 1203 (2013) and David J. Twombly, *The Good-Faith Exception and Unsettled Law: A Study of GPS Tracking Cases After United States v. Jones*, 74 OHIO ST. L. J. 807 (2013).
- (57) United States v. Skinner, 690 F.3d 772 (6th Cir. 2012).
- (58) United States v. Davis, 754 F.3d 1205 (11th Cir. 2014). なお、本判決以前に基地局位置情報についてプライバシーの合理的期待を認めたものとして State v. Earis 判決がある。See State v. Earis, 70 A.3d 630 (N.J. 2013).
- (59) 麻薬取締局は、当初、ウエストの使用していた携帯電話をスキナーが使用していたと考え、携帯電話会社にウエストの携帯電話の情報の提供を要請した。この携帯電話の位置情報はウエストの自宅を示しており、携帯電話の使用者はウエストであると判明した。次に、麻薬取締局は、ウエストの通話相手の携帯電話の情報の提供を要請した。この携帯電話の使用者がスキナーであった。
- (60) United States v. Skinner, *supra* note 57, at 778.
- (61) *Id.* at 780.

- (62) See *United States v. Skinner*, *supra* note 57, at 784–785 (Donald, J., concurring).
(63) *United States v. Davis*, *supra* note 58, at 1215–1216.
(64) *Id.* at 1217.

尾崎 愛美 (おざき あいみ)

所屬・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所屬学会 日本刑法学会

専攻領域 刑事訴訟法